

内部監査規程

(目的)

第1条 公益社団法人全国子ども会連合会（以下「この法人」という。）における内部監査制度に関する基本的事項を定めることにより、業務執行の適正化と効率化を図るとともに、この法人の健全なる経営の保持、発展に資することを目的とする。

(監査対象)

第2条 内部監査の対象は、共済に関する業務その他この法人の業務活動全般とする。

(監査の種類)

第3条 内部監査の種類は、業務監査と会計監査とする。

- 2 業務監査は、この法人の運営が、法令及び諸規程に準拠しているかを検証するとともに、業務管理のための組織、制度及び手続きが妥当であるかを監査する。
- 3 会計監査は、この法人の会計処理が、法令及び会計基準等に準拠して行われているかを検証するとともに、帳票が法令等に従って記録されているか否かを監査する。

(監査実施体制)

- 第4条 この規程に定める内部監査を実施するため、会長は、この法人役員及び会員の中から内部監査委員を任命する。
- 2 内部監査委員は、この法人監事及び外部監査法人と連携し、内部監査責任者の指揮のもと内部監査を実施する。

(監査計画)

- 第5条 内部監査の実施に際しては、内部監査責任者の指揮のもと内部監査委員が策定する監査計画について、会長の承認を得るものとする。
- 2 内部監査委員は、監査計画の策定に際して、監事の意向を反映させるものとする。

(監査方法)

- 第6条 内部監査の方法は、原則として、実地監査による。但し、状況によっては、書類監査の方法で行うこともできる。
- 2 内部監査委員は、内部監査の実施にあたって関係者から状況の聴取、書類の提出、説明を求めることができる。
 - 3 前項の要求を受けた者は、正当な理由なくしてこれを拒否し、又は虚偽の回答をしてはならない。
 - 4 毎年度実施することとし、会長が必要と認める事項について、随時実施する。

(内部監査結果の講評等)

第7条 内部監査委員は、内部監査終了後内部監査結果の説明及び問題点等の確認のため、被監査部門に対し講評及び意見交換を行う。

(遵守事項)

第8条 内部監査委員は、内部監査に関し、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 監査に際しては、公正かつ不偏な立場で臨むこと。
- (2) 内部監査委員は業務上知り得た事項を正当な理由なく他に漏洩しないこと。
- (3) 被監査部門や被監査人に対して直接指揮命令等を行わないこと。

(内部監査の報告)

第9条 内部監査委員は、内部監査責任者の指揮のもと必要な事項を記載した内部監査報告書を作成し、会長及び副会長に提出しなければならない。

(文書の保存)

第10条 内部監査報告書及び内部監査のために作成された資料は、事務局において文書管理規程に基づき保管する。

(監査後の措置)

第11条 会長又は副会長は、内部監査報告書により改善の措置が必要と判断したときには、被監査部門の長、被監査者にこれを指示する。

- 2 会長は、内部監査報告書と監査後の措置について適宜監事に報告するものとする。

(その他)

第12条 この規程に関し、必要な事項は別に定める。

(改廃)

第13条 この規程の改廃は、理事会の議決を経て行う。

附則 この規程は、平成24年4月25日から施行する。

この規程は、公益法人への移行に伴い平成25年5月14日改正し、平成25年4月1日より施行する。改正内容は、社団法人を公益社団法人に改正する。